

第三十四回  
參議院内閣委員會會議錄

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)午前十時五十三分開会

出席者は左の通り。

理事

常任委員	杉田正三郎君
専門員	
會員	
行 政 管 理 庁 統	
基 準 局 長	後藤 正夫君
運 輸 省 鉄 道 監 督	石井 健君
局 民 営 鉄 道 部 長	

○運輸省設置法の一部を改

案（内閣提出、衆議院送付）  
○行政管理庁設置法の一部を改正する  
法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(中野文門君) これより内閣

運輸省設置法の一部を改正する法律  
案を議題といたします。

本案についてお話しでは、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますの

出席の方々は、橋橋運輸大臣、細田運

の方々であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○横川正市君　この讀書法の主題の件は、大体二つを目標にいたしておるよ

関する審議会設置に対して関連がありますか?」この点から一つお聞きしました。

いと思いますが、おそらくこれは大臣のところにも請願が出ておるのでな

けでいきます東急新線の問題であります。第一の点は、いろいろあるようで

ありますか。地図によつて予定されてゐる内容からいきますと、まず一つは、非常に商店街その他によるところの路線の争奪が目立つてゐるようあります。それから第二は、この審議会で、いつも私は非常な関連性を持つてくると思ひますが、地上線よりも地下鉄にしてほしいと、こういう強い要望が寄せられておるようあります。前段のことについては、私はこれは別段審議会ともあまり関係はありませんが、後段の問題は、自動車の輻輳を緩和する行政上の問題として、きわめてこれは重要な問題だと考えておるわけであります、この件については今どのようになりますが、この件については今どのよう進められているか、まずはお伺い申上げたいと思ひます。

しことは、私どもも請願その他で承認をいたしておるのでございますが、いろいろ全部地下線にいたしますと、いろいろ地元の各方面と東京急行との間に調整中であるというふうに承知いたしておりますが、最近の状況につきましては、私ちょっと存じませんので、あとから鉄道監督局の者が参りましてお答え申し上げたいと思います。

○横川正市君 大臣にお伺いしたいのですが、もちろんこれは言い方によれば、こういう審議会を作ることも、そういうことも含めて審議をしたいのだということでお賦課をしてきて、緩和をはかるうと思ってもこれは不可能になります。こういう事態が予期される場合ですね、そういう場合に私はか五年後に転換をしてきて、緩和をはかるうと思ってもこれは不可能になります。こういう事態が予期される場合ですね、そういう場合に私はやはり審議会を待つてということではあります。行政上の問題として相当積極的な事態解決のための推進がはかられてかかるべきだとかように思うわけであります。ことに現在渋谷は、これは東京都の中心でも一番乗客率の多いところでありますし、それから将来の発展も目日暮親というようなものが、いかにこれは時代おくれのものであるかは、これは当然のことになります。そういう観点からいたしますと、現地を御案内になればおわかりになると思うのです。同時に、新宿から出てお

ります京王線の場合もまた私は同じだと思います。大体小田急はその点彼らが地下に類するような線をもつて、交通その他からは離れておるようであります。ですが、都心を中心としての新宿あるいは渋谷における私鉄の地上線の状況というのは、これは今すでに何とかしなければならないような状況にあるのであります。そこで許可はしたと、許可をした結果、あとは地元民と東急との話し合いであって、あとはいわば会社側が幾ら負担をするか、それでどの程度で納得するかというようなお互いの話では、これはとんでもない混乱を招く結果に私はなると思うのです。その点大臣としてこれを強く行政上指導して将来を見越した、相当長期にわたって交通緩和をされるようなそういう方策を、この際打ち出すべきたと私は思うのであります。これの御所見を承りたいと思います。

べき問題であるというので、先般鐵監局長にもそのことを命じまして、両方の主張を十分に一つ検討した上で、しかも、今申したような、でき得ればやはり私の考え方としては地下に、可能であれば地下を通してやることの方が将来のためにいいのじゃないか、都市交通の一番大きな問題はやはり、結局路面電車並びに激増する自動車をどうさばくかという問題であります、そのためにおいて、交通量を緩和し得る唯一の道は、地下鉄以外にはない。これはなかなか何と申しましても膨大な費用もかかりますし、支障も来たしますので、その意味で都市交通審議会におきましても、地下鉄の問題を十分考えるよう指導致しておられる次第であります。この点は十分に一つ地元等の意向を、またあの土地における交通量、今後の発展等の状態を見て考慮いたしたいと思っております。

○政府委員(細田吉藏君)

先ほど私のお答えしました点で、あるいは言い足りなかつた点がござりますし、ただいま大臣のお答えに補足して申し上げたいと思いますが、地元で御陳情がございますのは、オール地下という形であります。私どもとしましては、道路の輸送交通が非常に混雑いたしておりなうに思つております。渋谷付近につきましては、三軒茶屋までの地下は会社側も考えておりまし、私も考えておるのであります。先ほど私がお答えいたしましたのは、全部地下といふてあるいは近い将来に行き詰まりそうどころにつきましては、もちろん地下で絶対に考えなければならぬとかのように考えております。

○横川正市君 これは、私は、どの程度これから東京都内の交通が錯綜していくかという見通しについては、おそらくこれは、現在までの進捗状況と、それから今後、幾らか緩慢なる線をとるとしても、何年後にはどのくらいになるかという点は、私は、事務当局でつかんでいるのじゃないかと思うのであります。それでいきますと、おそらく、都心を中心として、現在の段階で、交通その他で、この程度ならばまああという、一体、主要幹線があるかどうか私たちは、杉並のいなかにいるわけですが、国会まで来るのに、大体、車で一時間ちょっとかかるという状況であります。しかも、何メーターおきにカゴー・ストップをつけて、そうして交通を十字路交互通車しなければ通れないというよろしく配車しなければならないといふ状況、ちょっとでも混乱をいたしますと、延々長蛇の列を並べて混乱する。そういう観点から考えますと、今、官房長の言っておるような渋谷周辺というようなことではたして、あなたのいわゆる計算上からいって、どう打ち出しておりますが、そのほか首都高道路公団が設立されまして、高速道路を作つて、できるだけ今街路を走っております自動車を、都心に向こすよくな自動車についてはその方に移したいということを考えまして、建設省と運輸省の関係でございますが、首都高道路を建設することを進めておるわけでございまして、これら地下鉄の自動車の輸送を緩和したいと考へておりますが、現在の自動車の輸送が非常に混雑していることは、自家用車がうんとふえているわけですね。もちろん、商業用の自動車もふえているようですが、ある程度の、現在の収入程度の者で自家用車で通うという階層の者がどの程度いるか。これはまあ将来の経済の発展の問題と取扱いの問題とはいさざか違つてくるかと思ひます、ある程度の、現在の階層の者で、できるだけ混雑を緩和したいと考へておりますが、現在の交通状況で一番最初にやるべきことは、交通の規制です。路面の特に幅狭いたしますところであります。これらの点に關しましては、東京の将来の発展から

考えてみると、この幅狭状態というのは大へんな状況じゃないか、こういふふうに思つておるわけですが、この点一つ、どうお考えになつていらっしゃるのか。

○政府委員(國友弘康君) 最近の自動車の増加状況は非常なものでありますことは、私どもも予想以上にふえていました。これは、昭和二十八年度末には、東京都内におきまして登録自動車台数は四十二万台ございました。これは、昭和二十九年度末に比べますと、二・二倍程度になります。これは非常に増加いたしております。また最近増加の傾向にございまして、今のこの今まで推移いたしましたが、昭和四十年度末には七万台ぐらになるかと思われます。それでこの点、交通の関係でいろいろ施策を講じなければならないと思つておりますが、まず、地下鉄の促進といふことを、今運輸省としては大方針で打ち出しておりますが、そのほか首都高道路公団が設立されまして、高速道路を作つて、できるだけ今街路を走つておりますが、そのほか首都高架線による等の方策で道路の幅を広げさせて、そして緩和をするといふことやら、それから駐車場やバス・ターミナル、駐車場の建設といふようなことを専心して取りたいと思っております。

○横川正市君 私の質問にちょっと答えが違つておるんじゃないかと思います。そういうことも必要だと思うのですが、私は運輸省の行政上の指導として、少なくとも都心における交通緩和の大きな役目を果たすというのを、これは都心に向かつて最も安易に達成することができるだけ今街路を走つておりますが、そのほか首都高架線による等の方策で道路の幅を広げさせて、そして緩和をするといふことはあるのです。それに比べてパリなんかのあの状況を見ますと、これはもう東京と同じようにあるのは、私はやはり地下鉄の不備と、それから言いかえれば、無制限に集中してくる人口と繁雑さは緩和していくといふといふ点はあるのです。それに比べてパリなどもとしても交通の規制あるいは下鉄道路の建設、あるいはバス・ターミナル、駐車場の建設といふようなことを専心して取りたいと思っております。

○横川正市君 私の質問にちょっと答えが違つておるんじゃないかと思います。そういうことも必要だと思うのですが、私は運輸省の行政上の指導として、少なくとも都心における交通緩和の大きな役目を果たすというのを、これは都心に向かつて最も安易に達成することができるだけ今街路を走つておりますが、そのほか首都高架線による等の方策で道路の幅を広げさせて、そして緩和をするといふことはあるのです。それに比べてパリなどもとしても交通の規制あるいは下鉄道路の建設、あるいはバス・ターミナル、駐車場の建設といふようなことを専心して取りたいと思っております。

ふうに何時間もかかって来るよりか、やはり地下鉄なら地下鉄を利用して都心に向かつて入つて来る、こういう利用度といふものはどううんと高くなると思います。ローマへ行きますと、ムソリーニの作ったあの中心駅といふのがあります。ローマ周辺における交通の緩和といふものと、それから輸送といふものと両面果たしているのです。それからイギリスの地下鉄は世界で一番発展しております。路面電車が全然ない。そういうことから地上の自動車の繁雑さは緩和していくといふといふ点はあるのです。それに比べてパリなどもとしても交通の規制あるいは下鉄道路の建設、あるいはバス・ターミナル、駐車場の建設といふようなことを専心して取りたいと思っております。

○横川正市君 私の質問にちょっと答えが違つておるんじゃないかと思います。そういうことも必要だと思うのですが、私は運輸省の行政上の指導として、少なくとも都心における交通緩和の大きな役目を果たすといふことを専心して取りたいと思っております。

○横川正市君 私の質問にちょっと答えが違つておるんじゃないかと思います。そういうことも必要だと思うのですが、私は運輸省の行政上の指導として、少なくとも都心における交通緩和の大きな役目を果たすといふことを専心して取りたいと思っております。

○横川正市君 私の質問にちょっと答えが違つておるんじゃないかと思います。そういうことも必要だと思うのですが、私は運輸省の行政上の指導として、少なくとも都心における交通緩和の大きな役目を果たすといふことを専心して取りたいと思っております。

いってみても、私はこれは路面を使つての軌道を走る電車、汽車等は都心に向かっては地下鉄化していくといふことは、もうぜひ必要なことだと思う。そのために四十年度、現在の七割でござりますか、七割くらいふえる予定のようで、もし今から手をつけるとするなら、私はある程度相当郊外まで地下鉄を延ばして、しかもそれを都心に乗り入れてくると、この考え方がなければ緩和策というのはとれないのではないか、こう思つておる。その点から、これは事務当局の指導だけでなしに、運輸当局の当然の方針として出されるわけでありますから、大臣がこの点強くやはり行政指導できるよう、あるいは閣内でそのことを強く発言できるようなことが必要なんではないか、かように思うわけでありますので、所見をお伺いしたいと思います。

台に及ぶということになるのであります。そこで、先般米都市交通の問題を基本的に考えなければならぬと、これで結局はやはり路面電車をかりに地下鉄に移す、あるいは地上の交通量を地下鉄に吸収するという以外にない。そこで地下鉄を延ばすということにつきまして、また、地下鉄自体が今日経営体としてやっておりますあの行き方も、非常に膨大な金がかかるので、一キロ約二十億くらいの金を要するのであります。そして、これに対する国家は別に補助金というようなものも与えておらないという関係でありますので、この地下鉄の問題は、やはり国が都市交通の根本的な解決策としてこれを取り上げるべきであるというふうに、先般地下鉄の値上げのときにも私から発言をしておいたのですが、やはり郊外に地下鉄を延ばすようにしなければならないということは、私も先般渋谷から地下鉄に乗りあわとしましたが、大へんな混雑である渋谷の地下鉄一本で、もうどうしてあの渋谷の地下鉄一本で、もうどうしていさばき切れないという現状になつておりますのでありますから、こういうふうな全体を見て、どういうふうに一つ緩和するかという点については、やはり私は今おっしゃいましたような、できるだけ郊外に延ばすような方策を根本的に立てる、財政面その他のこともありますから、なんですが、そういうふうな問題も含めまして、内閣に今申し上げましたような都市交通の根本的な解決策という問題を取り上げたい。これにはやはり建設省、あるいは運輸省、もちろん大蔵、企画庁等も入れまして、そして、そしてこの問題のぜひ先を見通

した一つの方策を立てたいと思って今策定中であります。また、この御審議願つております自動車の審議会の問題、やはりそういう問題も取り上げたいと思いまして、私が運輸大臣になりましてから、自動車審議会というものをここに御審議を願つて御決議を願いたいと思っておるのでありますし、これも一年間に限定してやつておりますが、その間にそういう問題もぜひ取り上げてみたいと、こういうふうに思っております。

黒では東京急行の東横線がそのまま乗り入れて入ってくるような計画になつております。これをやりますにつきましては、レールの幅の問題とか、それから所要の電圧量の問題とか、あるいはまた、普通地下鉄は第三集電方式といいますか、電気を取る方法としまして、レールを三つ作りまして、レールから取る方法をやっておりますが、郊外電車は大体パンタグラフと申しまして、天井から取る方法になつております。これらを共通しなきいかぬ問題がありましたら、これらについて一応関係者の了解点に達しましたので、今申し上げましたのは、全部郊外電車並みのパンタグラフから電力を取つて入つていくことになります。

それからあと、池袋から東京を通りまして新宿に行く線、これは現在開業中でございますが、これにつきましても、郊外に延ばすべきだという方針になりました。とりまして、荻窪まで現在建設中でございます。なおこういう今申し上げたようなことは運輸大臣の諮問機関でございます都市交通審議会から、東京都の通勤・通学輸送についてこうあるべきだという答申をいたしましたのでございますが、それに基づきましてやつたのでござりますが、この答申が三十年にいただいておりまして、当時三十年までのいろんな統計あるいは首都圈整備委員会の人口増加の見通し、その他をもとにしてやつたんでござりますが、現在になってみますと、その当時予想した輸送量よりもずっと伸びが早いのですございまして、私どもとしましては、今申し上げた線のはかに、都市交通審議会の答印としまして、第五号線とい

うのがありました、これにつきましては、都市交通審議会は建設は三十九年度以降といふような答申でございましたが、われわれとしましては、この線についてもほやほやしておれない、ましてやオリンピック雲々の話がある際に、早急に実施したい、ということで、この線につきまして早急に建設目標の期間を、あるいはあらためてもう少し路線を考え直す必要があるかどうかにつきまして、都市交通審議会に諮問し、あるいはその結果都市計画委員会あるいは首都圈整備委員会とも交渉しまして、早急に実施していくたいと思います。なお、都市交通審議会に大臣が諮問されたときには、通勤、通学輸送をいかにすべきかという立場から諮問されましたので、それに基づきまして答申をいただいたのでございますが、最近に至りまして通勤、通学輸送をいかにすべきかという問題以外に、路面において自動車が非常にふえてくる。この自動車をどうすべきかという問題と、二つの問題になつて参りましたて、先ほど申し上げました、何回か申し上げますが、三十一年度にもらつた答申は、自動車のこととは全然念頭に置かず、ただ通勤、輸送はこうあるべきだという答申でございましたが、今申し上げました自動車の増加に伴いまして、路面電車は撤去すべきであるといふような意見もまとめて参りましたので、この路面電車の撤去問題、自動車の増加問題ともからみ合わせて、さらに地下鉄網をふやす必要があるのでございまして、それに基づきまして、現在決

定しております五路線以上に追加すべきかどうか、また追加するとするならば、どういうところに追加すべきかについて、根本的な最後の審議を都市交通審議会にお願いしたいと、こういうふうに考えております。

○横川正市君 この問題あと一問お伺いしておきたいと思うのであります。が、官房長の意見では、この四号線の三軒茶屋辺までというのですが、これは大体要望では、用賀ないしは二子玉川まで延ばしてもらいたいという要望もありまして、この点はただ陳情ということよりも、将来を見越しての行政上の問題として、金の問題だというのか、それとも大臣から言うように、国がまだ地下鉄の補助をやつておらないから、それは強く言えないのだ、あとは会社にまかせるのだと、こういうふうに放置するのか、その点も一つはっきりおいていただきたいと思ふのです。私は東急資本がどんどん拡張をやって、これはもうかかるからやるのでありましょうが、やつておられるようである。それに対して、考え方とすれば、スピードがあつてそうしてたくさん輸送できりやいいのだろうけれども、実際にはそのあたりに及ぼす影響なんかも考えなければならぬのじやないかといふに思うわけなんです。その面からは、何年にいつたかわかりませんが、渋谷からの玉川線、新宿からの京王線というような都心のまん中を、路面でごとごと何両もないで走っている。こういったことは、道路を通行するそのものにも、これはもう直接影響力のある問題なんです。この点は私はやはり会社側に、許可その他をする場合に、相当強い注文

をつけて、そうしてやるべきだと思うわけですし、それから何年かこの年次計画を立てて、路面から地下へ行くような計画を立てれど、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、今環状線の問題でもう一つ大きな問題は、あの五反田のところのガードですね。それから池袋へ板橋からあそこを抜けていく踏み切り、それから第一京浜から第二京浜へ抜けるあの大森のところですか、蒲田のちょっと手前ですか、あそこの一間半ぐらいいガード、もう非常にその交通を阻害して何年かたっているようです。ことに蒲田へ抜けるあの道路は、両側からもうすでにあれは何メートルですかね、相当広い道路ができるしまって、あそこは立体交差の唯一の道路ができているのに、あそこのガードだけがじきまになつて、交通量が依然として阻害されているわけなんですが、あいの全体的な交通緩和のためには、障害になつているものを、もっと積極的に直したらどうなのかといふふうに思つてあります。が、この点一つ合

側いたしましたは、三軒茶屋から先まで地下でやっていたのでは、とてもそれに間に合わない、つまり三軒茶屋から先の道路が、地下にしろと言わざりません。これは参考までに申し上げます。これは参考までに申し上げます。この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の新玉川線が密接な関係があるのでございまして、この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の新玉川線が密接な関係があるのでございまして、この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の問題あと一問お伺いしておきたいと思うのであります。が、官房長の意見では、この四号線の三軒茶屋辺までというのですが、これは大体要望では、用賀ないしは二子玉川まで延ばしてもらいたいという要望もあるようあります。が、官房長の意見では、この点はただ陳情ということよりも、将来を見越しての行政上の問題として、金の問題だというのか、それとも大臣から言うように、国がまだ地下鉄の補助をやつておらないから、それは強く言えないのだ、あとは会社にまかせるのだと、こういうふうに放置するのか、その点も一つはっきりおいていただきたいと思つておられるようである。それに対して、考え方とすれば、スピードがあつてそうしてたくさん輸送できりやいいのだろうけれども、実際にはそのあたりに及ぼす影響なんかも考えなければならぬのじやないかといふに思うわけなんです。その面からは、何年にいつたかわかりませんが、渋谷からの玉川線、新宿からの京王線というような都心のまん中を、路面でごとごと何両もないで走っている。こういったことは、道路を通行するそのものにも、これはもう直接影響力のある問題なんです。この点は私はやはり会社側に、許可その他をする場合に、相当強い注文

をつけて、そうしてやるべきだと思うわけですし、それから何年かこの年次計画を立てて、路面から地下へ行くような計画を立てれど、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、今環状線の問題でもう一つ大きな問題は、あの五反田のところのガードですね。それから池袋へ板橋からあそこを抜けていく踏み切り、それから第一京浜から第二京浜へ抜けるあの大森のところですか、蒲田のちょっと手前ですか、あそこの一間半ぐらいいガード、もう非常にその交通を阻害して何年かたっているようです。ことに蒲田へ抜けるあの道路は、両側からもうすでにあれは何メートルですかね、相当広い道路ができるしまって、あそこは立体交差の唯一の道路ができているのに、あそこのガードだけがじきまになつて、交通量が依然として阻害されているわけなんですが、あいの全体的な交通緩和のためには、障害になつているものを、もっと積極的に直したらどうなのかといふふうに思つてあります。が、この点一つ合

側いたしましたは、三軒茶屋から先まで地下でやっていたのでは、とてもそれに間に合わない、つまり三軒茶屋から先の道路が、地下にしろと言わざりません。これは参考までに申し上げます。これは参考までに申し上げます。この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の新玉川線が密接な関係があるのでございまして、この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の新玉川線が密接な関係があるのでございまして、この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の問題あと一問お伺いしておきたいと思うのであります。が、官房長の意見では、この四号線の三軒茶屋辺までというのですが、これは大体要望では、用賀ないしは二子玉川まで延ばしてもらいたいという要望もあるようあります。が、官房長の意見では、この点はただ陳情ということよりも、将来を見越しての行政上の問題として、金の問題だというのか、それとも大臣から言うように、国がまだ地下鉄の補助をやつておらないから、それは強く言えないのだ、あとは会社にまかせるのだと、こういうふうに放置するのか、その点も一つはっきりおいていただきたいと思つておられるようである。それに対して、考え方とすれば、スピードがあつてそうしてたくさん輸送できりやいいのだろうけれども、実際にはそのあたりに及ぼす影響なんかも考えなければならぬのじやないかといふに思うわけなんです。その面からは、何年にいつたかわかりませんが、渋谷からの玉川線、新宿からの京王線というような都心のまん中を、路面でごとごと何両もないで走っている。こういったことは、道路を通行するそのものにも、これはもう直接影響力のある問題なんです。この点は私はやはり会社側に、許可その他をする場合に、相当強い注文

をつけて、そうしてやるべきだと思うわけですし、それから何年かこの年次計画を立てて、路面から地下へ行くような計画を立てれど、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、今環状線の問題でもう一つ大きな問題は、あの五反田のところのガードですね。それから池袋へ板橋からあそこを抜けていく踏み切り、それから第一京浜から第二京浜へ抜けるあの大森のところですか、蒲田のちょっと手前ですか、あそこの一間半ぐらいいガード、もう非常にその交通を阻害して何年かたっているようです。ことに蒲田へ抜けるあの道路は、両側からもうすでにあれは何メートルですかね、相当広い道路ができるしまって、あそこは立体交差の唯一の道路ができているのに、あそこのガードだけがじきまになつて、交通量が依然として阻害されているわけなんですが、あいの全体的な交通緩和のためには、障害になつているものを、もっと積極的に直したらどうなのかといふふうに思つてあります。が、この点一つ合

側いたしましたは、三軒茶屋から先まで地下でやっていたのでは、とてもそれに間に合わない、つまり三軒茶屋から先の道路が、地下にしろと言わざりません。これは参考までに申し上げます。これは参考までに申し上げます。この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

の新玉川線が密接な関係があるのでございまして、この線は地元からの要望もあり、オリンピックの三十九年度までにはぜひという話があるのでございまして、そのためには、これは東急

点はしかも重点的に、だれが見てもはっきりしておるところは、実は私ども調査もできております。お説のように、できるだけすみやかにこれにかかるいかなければならぬと、かよう考へておる次第でございますが、いろいろおくれております点は、非常に申しわけないと思います。

○横川正市君 私は今の問題は、当然これは審議会等ができた場合には付隨した問題として重要な問題になつてくるだらうと思うのです。特に踏み切りとか、ガードとか、地下鉄の問題等は、その審議する最たるものだと思ふのです。そこでもう一点関係をしてお伺いたしたいと思うのであります。が、道路費用に財源として使うことを目的としたこのガソリン税の年間収入と、それから現在道路上に実際上投入されているのは一体どのくらい投入されているか、だれかおわかりになつていてる方おりませんか。

○政府委員(国友弘康君) ガソリン税の関係で税収予定額を申し上げますと、昭和三十四年度のガソリン税の税収予定額は八百六億四百万円でござります。軽油引取税の方は百三十六億二百万円でございます。それからこの揮発油税及び軽油引取税は目的税となつておりますので、この財源収入からほとんど全部道路の建設に充てておる状況でございます。

○横川正市君 これは三十三年度は、大体道路整備五ヵ年計画が実施されて総額約一兆円という予算で立てられておるようありますが、今度の道路一般に対して、これはちょっと聞くのは門違いかもしませんが、実際上投入されているのは、今言われたような目

的税の目的に従つて全部が投入されて  
いるかどうかという点で、簡単にお答  
えいただいたのであります。私がの方  
に来ている資料では、その全額が趣旨  
に反して、投入されておらないように  
出ておるのでですが、これは各府県別に  
割当その他があつて、実際上府県別か  
ら上がる税収に配分が見合つておらない  
といふ点があるんじやないですか、  
その点どうなつてあるか、ちょっと説

○政府委員(國友弘康君) それらの点に關しましては、建設省の方の問題でございまして、私どもの方でちょっとお答えするにはそういう知識を持ち合わしておりませんのですが、ただ現在の道路整備五六年計画等に關しましては、さらに新しい道路建設設計画を立てなければならぬということで、建設省が中心になつて今検討を加えておる状況でございますので、われわれの方も相談に乗つて、いい案を作りたいと考えております。次は、運輸大臣に……。

○横川正市君 今の問題はまた別途から私の方で少し調査をしたあとで、運輸省の問題としてお聞きしたいと思います。ですから、次に移りたいと思ひます。次は、運輸大臣に……。

○一松定吉君 わよつと関連して、私は大臣が自動車審議会の設置を考えついたということについて非常に敬意を表しますが、実はわれわれが自動車に乗つて、大阪でも東京でも市中を歩くときにもう急な用事ならば自動車を降りて歩いた方がいいという状況であることは、もう御承知の通り。都心地は、大臣も御承知の通りに、路面のまん中に一つ大きく線を引いて、あと三つなら三つに区画する、そうして中央に引かれた線路の右と左を互いに交差し合う。その区画した中央の路線に近い方のやつは非常な速力の早い自動車が行く。その次にはわよつと急行ぐらしいのが行つている。いわゆるこくゆるやかな自動車は一番端を運行するといふようなことに、御承知の通り、都会は前あたりに大きい線が中にあつて、両

方が三つくらいに分かれて、勝手に自動車が早いやつも、おそいやつもその線路を行つておるというようなことで、せっかくあれを分けた効果もあらない。私ども外国に行ってみて、なるほどこれはいいやり方だなあと思って、それが日本にまねされて路線がああい、う三つなら三つ分けるようになつた。三つになつたというのは、やはり中央の路線をもとにして、その路線に接近した方に早いやつが行き、その次に、早いのが次に行く、機動車はその右の一番の方のやつを歩いていく。自転車などはその横を歩くようにすれば、もう少し私は運行がうまくいくようだと思うのですが、そういうことの訓練ができておるのですか。あの点を一つちょっと伺つてみたいと思います。

○一松定吉君　そうでしょう。私はたゞあいつ線路を区画しておるにもかかわらず、自動車が勝手ほうだいに、早いものもゆるいのもこちやまぜに走つておるので、これはよくないことだと考へて今伺つてみたんですが、なるほどどういう点は、せっかく元米あの道路を区画して三つなら三つに分けて、大行くやつと左に行くやつを区別して、やれば、私はもう少し速力を増すことができて交通の緩和ができやせんかと思う。そういう点は、一つ歐米各国の事情には運輸大臣は十分なれていらしゃるんですから、十二分に研究してもらいたい。

それから私ゴー・ストップの例の夫と青のその時間をもう少し短縮したならばいいんじやないかと思うのですが、あれをどうですか。場所によつては長いものもあれば短いものもある、もう少し短縮したならば、もう少し交通緩和ができるやせんか。今何秒間くらいにおわをやっておるのですかね。

○国務大臣（橋橋渡君）　今一松先生が言われました自動車を運転する人の道德的な公共的な立場から守るといふについては、多少日本の場合は欠けるところがあると私は感じておりますが、これらの点は今ゴー・ストップの話も出ましたが、これは運輸省も関係あるのであります。これが警察の方の関係でありまして、従つて今度中閣の方でやっております事故防止対策委員会及び今度御審議を願つております自動車審議会等におきまして、この

ういう点も取り上げまして、一つ交通の秩序を立てたいと、実はこういふうに思つております。それは時間的に一体どういう妥当な時間かということ、私もちょっと専門家ではないから、局長からでも御答弁いたさせま  
す。

○政府委員(國方弘司君)名を差し出しますが、おきます交通量と見合いまして、公安部委員会の方での時間ときめておるのですが、それらを具体的にその交差点で、六十秒から百二十秒程度の間で、その十字路の交通量に見合った形をきめておりますのであります。

監督しておるというようなことであります。運輸省が統括してそれをやりになることであるから、審議会のときにそういう問題を一つ十分に研究してもらいたい。

それがいい。他の不満はまだ、この問題だけは、結構な問題ですね。常に私は毎朝それを思うのですが、まっすぐこう行っておって、今度右折なら右折、左折なら左折するときに、向うに赤が出ていると困る。向うが黄になつたから少し行くと、こっちが赤が出ているからここに止めたとするということで、非常に時間がだいぶかかる。まっすぐ行ってとまる。右に行こうとするとき右に赤が出てとまるといふことで、今横川君が言われたように、ちょっと簡単なところでも一時間もかかるということはおもしろくない。あいう点も審議会のときに、大いに問題にしてやつもらいたいという点が一つ。それから、こういうことを言つちゃ悪いのですが。乗合自動車があまり大き過ぎます。私は赤堤の方におる

のですが、あれからこっちに来ますと  
きに、ああいう大きい乗合自動車が五  
両も、六両も統いて来ると、普通の自  
動車はいつまでたっても通れない。あ  
れは乗合自動車の大きさをもう少し小  
さくしるといえ、それは交通が不便  
になり、会社の方が不満を持つてしま  
うが、今の東京の道路の狭いところで  
は、非常にあれは大き過ぎる。ああい  
う点は一つ研究してもらわなければな  
らぬと思う。

それから地下鉄の増設ですが、これ  
は地下鉄をもう少したくさんふやし  
て、しかも地下鉄の発車度数をふや  
す。一つの地下電車がたつたら、すぐ  
に引き続いてあとがたつようになります。  
ば、つまり多くの車で多くの人を運ぶ  
ことができるから、これもやはり交通  
緩和になるだろうと思う。それから路  
面電車の廃止ということでは、歐米各  
国の都市が廃止して、これはみな乗合  
自動車に変えつあることは御承知の  
通りですが、これも一つ考えていただき  
たい。時間もないですから、私は一  
つ簡単に希望だけを述べておきます  
が、それから一方交通が非常に多く  
なつておる。これは道路が狭いから、  
従つて東京なども自然そつなるので  
しょうが、こういう点を一つ考えても  
らいたいということ。一番困るのは、  
らちようだいした自動車に乗つて自分  
の事務所に通つておるのですが、ここ  
で十分間待つて、駐車場がないか  
ら十分間どうするのだ、この十分間の  
うちに東京市内をぐるぐる回つてしま  
ます、十分なら十分間たつて帰つてく  
る。これはガソリンが非常に損だ。國  
会の車庫に帰つていましようか、と

いつても、十分間じや往復で終わってしまう。置く所がない。どっか置く所があるかといつたら、有料のところがあるが、有料のところに行くと、十分間で幾ら金を払う。金を払ってもよいが、そこは満員だ。ほんとうに自動車に乗っておるもののが今日迷惑をすういますが、この自動車交通について審議会を設けて、早く一年内にこれをやるということは、最も時宜に適したところであろうと思ひますから、一つ大臣におかれられましても急速にやつて、しかも経験者を一つ選ばなければなりません。そういう経験のあるものを一つやつて、ここに委員は二十人でありますけれども、学識経験者、学識ばかりではなくて、実地に關係のある人を入れてここで研究して、なるだけ自動車が緩和できるようにしていただきないと、自動車に乗つてうんと運行しなければならぬということでは大へん困る。なるたけそれをよく緩和のできるようにしていただきたい。これは結局のところ道路を拡大強化すればよいということになりますが、道路を開くについては、家がたくさん密集しているから、これを立ちのさせるには、大地震かあるいは大火災が起こらなければ、そういうこともできない。これも容易にできませんまいが、こういう点については、車の交通の緩和ということにはんとうに意を用いていただきたいということを、特に私は、横川君の御質問に付

○國務大臣(橋橋渡君) 一松先生の御意見をよく承りまして、十分一つやりたいと思います。

○横川正市君 大臣は、将来予想される昭和四十年の七十万台という、こういう自動車の激増を目指しているわけなんありますが、この激増する自動車の中で、大体営業を目的として走る営業車の増加も私は将来相当予想できるだらうと思うんです。それと合わせてこれは認可の問題が出てくるわけです。私は認可の問題は、今どうも少しふに落ちかねるわけであります、この個人経営のタクシーについては、大臣が英断されたようでありまして、英断をしなければ個人に営業はできなかつたということは、実は私はふに躊躇しておらぬわけなんです。同時にまた、おそらく渋谷とか新宿へ行きますと、神奈川あたりから来るんですけれども、横べたに共済タクシーの表示をして、乗りますと、共済組合員証といふものをくれるわけですね、私たちに。そうして共済組合員証を持つておれば合法らしいという、そういう盲点で運転されているもの。それから最近は、渋谷で起こりましたように、シヨバ代を取るやうが現われて、そうして無許可の営業車から金を巻き上げるといふような暴力団も生まれてくるといふこと。これはひつきょう私はこういふことをじやないかと思うんですよ、失業者対策に無理をして失業者を全部雇つて、そうして仕事を与え、そのことが生活をさせる最小限度の国の保障になつて、同じような格好で自動車を運転して、今なお利用者が随して、意見だけを申し上げておきます。

あつて、そうしてその人たちの生計を足しになる。それを許可する「許可しない」ということから、今度はおまわりさんがそれをショッピングしていくつたり、過料にしたり、自動車を没収したりしている。要は、これは需要と供給でありますから、商法からいえば、ある一つの監督機関があるは行政上の指導で、会社あるいは個人タクシーと同じような経営のできる者については、これを許可するという方向にゆくのが、これを緩和する一つの方法なんじゃないか。いってみれば、激増する自動車を激増させたくないというのなら、これは自家用車なら無制限にふやしてもいいという方向もおかしいわけなんでありますて、そういう点から考えてみて、もう少しこの点の解決策といつものがないか。何にもあれしないのに、犯罪者を作らないという方向でゆくのが、行政上も指導上ももともなことではないかと思うんです。ところが、非常に許可制がきびしいために、大したことを行わないのにこれが犯罪者になってしまふ。これはどうも少し権力が勝ち過ぎているんじゃないのか、こういう点も考えられるわけなんですが、その点で私の党でもむやみやたらに個人営業車をどうこうと、うことに聞いては、あまり賛成しない面もありますので、何かこの点行政指導をして、もっと運営上いい方法が見つかることの、これを私ども痛切に痛感をいたしておるわけであります。個人タクシーを許可された大臣のこの面まで意を用いての解決策が考えられておるかどうか、所信をお伺いしておきたいと思います。

の問題は、今御指摘のように、戦後個人タクシーといふものは大体許しておらなかつたんであります。これは別に法律で禁止しておるわけでもありませんが、いろいろと自動車行政上の立場からそういうことをとつておつたと思つてありますけれども、やはり神風タクシーとか、非常な運転手の諸君がノルマ制度で相当、まあ露骨にいえば、絶望的な仕事に追いまくられたといふような状態を、私もよくタクシーに乗るから知つておるので、運輸大臣になりましてから、個人タクシーを許すという方針を実はとつたのであります。これは今の場合百七十台ぐらいですが、まもなく五月の末ぐらいには二千八百台の今申請のあるものを処理いたしますから、相當大量的個人タクシーも出ることと思うので、当局の方で今審査をやつておるのであります。

そこで今問題になりますのは、共済タクシーだとか白タク、やみタクシーであります。これは今までの個人タクシーも出ることと思うので、当局の方で今審査をやつておるのであります。

所見を伺いたい。

○政府委員(國友弘康君) 今のタクシーの問題等につきましては、要するに根本問題は需給の状況であります。需要と供給がバランスがとれなければいけませんので、先ほど大臣から御答弁ありましたように、東京におきましては二千八百の増車、それからさりに私どもとしては一千八百よりもっとふやさなければならぬと考えておりますので、それらの増車をまず考えていくことが根本であるうと思いますが、その趣旨に沿つて増車をいたしていきます場合に、今御質問のございました共済組合制度によつてやつしているものとか、そういうものにつきましては、これはやはりわれわれとしては違法の状況でございまして、これは実は現在道路運送法がありまして、ことに現在道路運送法の改正案を提出いたしまして、さらに取り締まりの強化をしようという時期でございまして、このでございまして、やはりこういうので、これらの人たちについて今の状況を認めで免許をするというようなことは、どうも私どもとしてはできがたいのでございまして、やはりこういう機会に共済組合あるいはミタクシーをやつておる人たちは正常な状態に戻つて、今の違法行為はまずやめもらいたいと思っておるのでございます。その後におきまして、そういう状況が滲透していく場合には、今後そういう違法の状態をやつておらないというような確証が得られました場合には、また何らかの考え方といふのが出てくると思しますけれども、現在の状況におきましては、やはりわれわれは共済タクシーあるいはミタクシーというようなものをやめてもら

いたい。そしてそれからの需給の状況につきましては、われわれとしてバラソスがとれるような形を持っていきたい、これが基本的な方針でございます。

○横川正市君 事務当局はそういうふうに言うだらうと思うのですが、私は大臣の個人タクシー許可の一つの要件として、現に個々でもってはならばに経営、仕事をしているのでなくして、共済タクシーのような自発的であっても許可がもらえないわけですからね。きめられておって、むずかしくてもらえないからということで、こういうやむにやまれないで生計のかたとして仕事を始めよう、しかも、それは何とか違法だと言われないように自讃しよう、あるいは個人的に信用をつけて、その信用を一つ利用者に買ってもらおうところの要素といふものには、許可をする一つの要素に合致してくれば、そこまでは救済をされるわけですが、ところが、その点がそれまでやらないから、共済タクシーマで含めて全部が今まるで雲助タクシーみたいに言われておる。政治上の問題からすれば、やはり殺人車とまでいかないわけですから、いわば道路運送法に違反をしたのだ、しかし、それは生計の道を立てるのにやむを得ずやったのだと、それならば一つ行政上何とかしてやろう、政治上助けてやろうといふような、そういう一つの基準が変わつてくれば、おのずとこれは問題が解決するように思うが、大臣から一つお伺いしたい。

○國務大臣(橋橋渡君) これは根本的に考え方が私と違うのでございまして、これはいやしくも免許制度とい

もので設けておる以上は、それを無視して、共済タクシーといふのは全く法的には違法行為なんですね。違法行為をやつたものを既得権として認めるというような制度にしましたら、全部崩壊してしまうのです。ですから私が先般も名古屋地区で、これは社会党的二人の有力者が見えまして、あそこの共済タクシーを認めてもらいたいという話がありましたが、それはだめだ、違法行為だから認められない。しかしながらあつたからやらぬということは、私に関する限りは目をつぶっておくから、その後における業績がよければ、正当な手続をもって正當にやはり資格を持つようにしてこなければならぬ。

そういうことをやらない。やっぱり正當な立場から見ましても十分に……。だから私は個人タクシーを許したということは、やはり今までの端的にいえば、既存業者以外には許さなかつたというような何でありまして、個人タクシーを許すのにも、いろいろに社会的抵抗もあったのですが、これは今日解消したので、この線を通じてやはり正當な道を通じて、そうしてこれらの人たちが自分で個人営業ができるというような秩序を立てたいと、こういふふうに思う。○横川正市君 私は共済タクシーという立場からば、これは法治国家ですからほどほどに……、やはりわれわれとしては納得のいく話なんですね。私はだから共済タクシーを違法ではないと言っているわけじゃないのです。結局罪を犯して、そうしてみずから悟るところがあつて、そうしてはじめてなういう者は、これは平等にやめりたい、こういうふうに出てくるのが法のもとで保護されて、いずれも正業について働きたいというならば、それを政治の手で何とかめんどうみてやりたい、こういうふうに出てくるのが私は普通だと思うのです。そこで、共済タクシーをやっておる人でも、おそ

らく大臣は会つたら何とか職をあつせんしてやろうかという人もいるのじやないかと思うのです。必ずしもその面で悪質だということは、言い切れないと思うのです。そこで、私はある程度たくわえのある人ならば、許可を待つということがあると思うのです。六ヶ月であろうが一年であろうが許可を待つている。ところが、その日その日を生活している人たちは、その日その日どういう方法でも生きる道を講じなければいけないということで血まなこで仕事をしている。こういうことで仕事をしてくると、この点で私はやはりあたたかい政治の手を差し伸ばしていく要素というものは多分にあるのじやないか、こういうことから違法は徹底的に取り締まるのだといふことと同時に、今度は取り締まつたあと、この人たちがそれじゃ仕事ができない、生計が成り立たない、こういうことにならぬのじやないかと思う。そういうことはほかの方の失業救済その他でみればいいのが、おれの方は徹底的に取り締まればいいのだということには私はからもう一つは、許可そのものに対しても、もう少し緩和策として、需給と供給の問題であろうと思ひますし、それも早めていく、こういうことでこの点の緩和をしていくことは当然だと思ひます。同時に、私は共済タクシーをやっている人たちが、もと正業についておつたのが、何か悪いことをしてやめた。たとえば煙突を立てたとか何とか、組合運動をやつたとか、いろいろあると思うのです。そういう点から見

数がある程度高いところと、それから低いところとでは待遇がまるっきり違う。それから同時に不公平感もそういう点には多い。それから最近の小さなタクシー会社の争議その他を見ておりましても、そういう面から非常に解決すべきことを解決しないで、紛争が長時間も得ていろいろ話したいと思うのであります。この白タクとか共済とかいうことを大別して、今大臣の言うように、不当な料金を請求して、暴力を働いたりする者と、それからやむにやまれず、許可をもらえないでやっている、その差というのは、非常に大きな開きがあるのでないか、そのためにはできるだけ多く生業につかせる、それは需要と供給の問題を調べて、すみやかに許可をする、こういうようにしなければならないのだと思うのであります、が、その点もう少し大臣、取り締まりはいいのですが、取り締まったあとの策がどうも私どもとしては納得がいかないわけであります。一つ付言して説明していただきたい。

既得権のようになるといふ事態ですね。そういうことをしますると、全生産の法の秩序というものが崩壊するから、むしろそこは区切りをはっきりつけ、こうしてそういう人々の、いわば私どもがせいぜんからる申しますように、また顔をきれいに洗直して、あかを落として、そのときまでまたものを奢ることがないじゃないか。それもそういうことを許可しないという基準があるのだ。けれども、法律違反をやったかやらなしとかは、大体法律違反とか何かやつた者はだから、そういう人はりっぱな人が出てくるから、りっぱな人として出てくれば、新たな観点からやっていいと、うくらいでこの問題はおさめないと、私は非常に混乱すると思うので、あなたのおっしゃいます趣旨はよくわかりますし、私もどっちかというと人情面ですから、そこで今私が大臣になりましたから、おっしゃいましたように、各タクシー業者があまりにも働いている人々に対する扱い方が悪い。労働条件も悪ければ、福利施設もない」と述べました。

て、営業を取り消してしまって、いろいろなことで、秩序を立てておるのであります。あまりに違法をやっているものを既得権として認めろということは、むしろ私はかえって全体が不幸になるのじゃないか、その点は十分にあなたのおっしゃる趣旨は腹の中におさめて、行政的に善処いたしたいと思いまして、どうぞこの辺で御勘弁願いたいと思います。

○矢嶋三義君 資料要求と、それから横川委員の質問に関連して一つだけ伺っておきたい。資料要求は、あまりめんどうなものでなくてよろしいから、私はこの際いただいておきたいのですが、それは図表でもよろしい、あるいは数表でもよろしい。いずれでもよろしい。簡明でわかりやすいものを作っていただきたい。過去十カ年間における陸海空の輸送力の向上経過実績並びに今後五カ年間ににおける輸送力増強の計画目途というものがわかるように……。それから過去十カ年間における陸海空の事故件数並びに死傷者の状況が把握されるような資料、それを出していただきたい。あらためんどうなものでなくしてよろしいから。

そこで次の質問をしたいのですが、横川委員の質問に関連してですが、運輸省は免許、認可制度を行なわれてゐるわけですから、国民に対しても足の保証ができるような監督行政もやる責任があると思うのですね。それで私は具体的な点をあげて、はつきり行政指導を措置をするという約束をしていただきたい。それはたとえば、競輪場の近くへ行くというと、白タク等がたくさんいてお客様を奪い合つてくるほど供給があるのである。ところが、何か都心

部で行事があるとか、にわか雨があつたりへ出ておつても、タクシーがなかなか通つておるが呼びとめともならぬ。とまるるとこですかといふのでない。とまるるとこですかといふのでない。麴町というと乗せてくれない。さつと逃げていく。これが新宿とか中野とか言つて乗つて、新宿・中野までの料金を払えば乗せてくれる。それはどこの自動車会社の自動車かということは明瞭にわかるわけです。こういうものが投書か何かというものはつきり発されたならば、免許とか認可してくる行政官庁としては、峻烈なる反省を促して、サービス精神を発揮させて、国民の足を確保するような行政監督をする責任が私はあると思う。

とかお年寄りなんか乗れやしない。勝手に強い者が先へ行ってひつゝかまえては乗るというようなことでああいうのは僕は東京駅にどこどこの乗り入れを許可していれば、それを執所管している官庁なり責任者があるわけです。そういう人が車をちゃんと一列に並べる、それから自動車を利用される方はお並びの乗り入れ許可を取り消す、そ、ういうふうな指導というものは、きわめて簡単だと思うのですがね。そういうもよつとしたことを行つていただくだけで、どんなに明るく安心して旅行できるかと思う。そんなことは予算も要ることでなくして簡単にできることだと思います。それは実際東京駅で現にやつてない。全国そういう駅がたくさんある。そういう点については、運輸省としてさつそく警告して、あすからでもできることで、やらして下さい。その点約束して下さい。さっき私はこれで終わりますが、一松委員の質問に連して、大臣の答弁は私ははじめてないと思う。われわれがやっぱり要望した場合は、この要望は受け入れられる、この要望は受け入れられない。受け入れられる要望は確かにやりますと、いうような、議員と政府とのディスカッセがされて、それが行政に移されると、いうところに意義があるので、審議が終わりますればいい。あなたの御意見は尊重して御期待に沿うようにやります。その場のがれの答弁というものは、私はあまり、名答弁かもしれないが感心しないと思う。で、一松委員がおられなくて欠席裁判になりますけれど



が、この点いかがですか

○伊藤頑道

三國志  
卷之二十一

つらいあるわですが、特に大事に

○国務大臣(益谷秀次君) 回答を求めております。回答があればそれをそのまま信じてはおります。十分回答に沿つて実施せられるかどうかということを、さらに検討いたしております。なお、回答がありましてもなくとも、相當

すと、監察の結果勧告をすれば相当の成果をおさめ得る、現在おさめておるところ、こういうお言葉のようでございましょうけれども、私はやはり監察の結果、勧告しただけではなかなか目的を達成がたい、そういうふうに考えておるわ

いうところに問題があるうと思うのであります。そこで、今申し上げた文部省の例から見ても、長官は成果を上げておると、そういうふうに言われますけれども、現実にはなかなか成果は期待しがたい、そういうふうに断定せざるを得ない。

は、のっぴきならない実証資料に沿つて勧告をいたしておりますから、單に報告で了承するというような何ではな  
いと思っております。また、その裏面を十分に役所としていたしております。

と思われる点は、行政機構の簡素化とか、あるいはまた責任の明確化、あるいは、なるべく新設を排して既設の面を活用していく、こういうような意味の答申がなされているわけです。この答申に対して、これを受けとめた行政機

期間を置きますと、さらに再調査をいたしております。さらに警告を発する場合がございますので、所期の目的を大体達しておると思っております。

○伊藤龍道君 効告した場合に、これを受けとめた行政機関の長が、責任を負って改善を図り、つづきます。

けです。現に、この当内閣委員会で、先般行管に対し私一つの例でお伺いしたわけです。それは父部省に対し勧告をした、その内容は簡単に言うと、一学級内の児童、生徒数、これまでは五十人以下となつておるわけ法定では五十人以下となつておるわけない。二三〇、一千五百四百、二千五百四百など

○國務大臣(益谷秀次君)　ただいま細  
指摘の、文部省に対する勧告の実例で  
ありますが、これは基準の法律をなす  
正直いたしまして、今やっているのであ  
ない、こういう点を明らかにしていた  
だきたい。

○伊藤頭道君 行管としては、不正とか、あるいはいろいろな、いわゆる非合法の問題に対し摘要するという機能ではなくして、不正、不法を未然に防ぐ、こういう意味のことを長官としては前にお答えになつております。と

管理庁長官としては、これをどのよう  
に受けとめられて、また、もしこれ  
を尊重するとされるならば、その趣旨  
に沿うてどのように努力なさつてきた  
かということを明確にしていただきた  
い。

おいて改善努力すればいいわけですが、だんだん改善されてくるのであります。うけれども、一度勧告をして回答は出した、さっぱりその回答通り実施されない、こういう場合には、重ねてまた監察し、勧告し、回答を出させる」と、そういうことが再び繰り返されると思うのですが、それで成果が上がらなければ問題が解決するわけですが、二度同じことを繰り返してまだ成果が上がらない。しかも行管としては何らきめ手を持たない、こういうことはなかなかからずして所期の目標に達得ない。目的を達することはなかなか至難

言われておるくらいに、さように一学級の児童、生徒数が相当多い、これは一つの例ですが、こういうことは、よほど前に行管が監察した結果を勧告しておる。文部省でも回答は、解消するという旨の回答は出した、ところがそれから、数年たつておるのであるが、さっぱり文部当局としては、このすら詰め学級の解消までには、まだまだ手をつけっていないのです。これは一つの例です。それに限ったことではございません。こういうふうにただ単に勧告を繰り返しただけでは、所期的目的を

ります。そして、さらには行政管理庁としては監察をいたすという考え方を持つておる次第でございます。法律を改正したそなります。

ころが、もし、不幸にして不正、不法を未然に防ぎ得ずして、これは現実に起つた場合もあり得るわけですね、過去において。そういう場合にはどうなさるのか。目的としては、不正、不法を未然に防ぐ、これにはりっぱな目的なのですが、これを達し得ずして現実に起つた場合も、過去において相當あるわけです。こういう場合には、どういうふうになさるのですか。

○國務大臣（豊谷秀次君）行政審議会として、簡素化ということを大きく取り上げております。従つて、行政管理庁としては、各省と連絡をとつて、この趣旨に沿うように努力をいたしておりますが、さらに本年の例で申しますと、行政管理庁に対して各省の組織法の改正を要請して参りました。各省とも二十三か四ございました。それから、全部拒否して参つておる次第でござります。努めて行政の簡素化という趣旨に沿うておるつもりでございまます。

○國務大臣(益谷秀次君) 大体三十三年度の勧告の結果を見ますと、完全に実施いたしておるのは七〇%、一部を実施いたしておるもののが一〇%、結局総計八〇%、八%であります。が、三〇%のうちにも完全に行なつていないのが二割でございます。これは他の方法で完全に実施されるよう重ねて勧告をいたすかと、また重ねて監察をいたすかと、いうことで努力をいたしております。

達し得ないと思うのです。もちろん、現在は副総理である益谷さんが行管の長官として目を光らしておられるので、これは長官はいつまでも行政管理庁長官としておられれば別でそれども、あなたののような相当局端のきく人が行政管理庁長官になっておる場合には、一時的には多少その点が成果を上げるかもしません。しかし、あなたもいつまでも行管の長官でおられるとは考えられない。人によって成果上がつたり下がつたり、これが現実だ

行政管理庁の正常なる運営を期しがなからうい、こういう面があるのではなかろうかと思ふのですが、その点はいかがでしよう。

いう趣旨ではございませんので、行政管理庁の仕事は、相手方に勧告をいたしまして、そうして、みずから判定をして、あやまちを再び繰り返さないようにいたしております。

○伊藤頭道君 時間の関係もございませんから、次に方向を変えて、行政審議会、行政機構の問題について二、三お伺いしたいと思います。

三十三年の十二月、三十四年の一月に行政審議会が行政管理庁長官に答申にななつた。これは、いろいろ項目が七

○伊藤頸道君 それでは、行政審議会の答申の趣旨を十分尊重して、今後その趣旨に沿うべく努力すると、そういう意味の御答弁であったと思います。それではお伺いいたしますが、これは前から問題になつておるわけですが、閣議決定できめられた審議会とか懇談会、こういうものについては第二十八国会であつたと思いますが、千葉委員から岸総理に対して、そういうものはすみやかに廃止すべきだ、これはもしあるならば法律で決定すべき必要があるなどと

だ、行政組織法の八条、三条にあわせば法律をもって決定すべきである旨の追及があつて、岸総理もそのとき、明確に、その趣旨を体して極力これは廃止します、それから行政審議会として同一の答申がなされたと思うわけですが、なるほど、その後の経過によつてこういうものは廃止されたわけですけれども、一つだけ労働省関係の労働問題懇談会が残つておるわけですね。これはいかなる理由に基づいてこの労働問題懇談会だけが残つておるのか、もし労働問題懇談会はぜひ必要だとすることであるならば、これは法に基づいて、行政組織法の八条と三条に基づいた、いわゆる法によって合法的にこれを存置する必要があるうと思うのであります。そういう経過から見て、これをこのままに放置しておくことは、やはり行管として無責任ではないか、そういうふうに考えられますか、この点どうですか。

これも行政審議会ではどうしてもやれども、得ないものは審議会に、第三者の深い経験、知識によっての判断を求めるのがこれがほんとうの民主的な運営であるというようなことは、これは民主主義に反しますので、時限立法でなく第三者的知識を吸収するという考え方で、また時限立法にしなければ、いつまでも審議会に行政上の責任を負担せしめるというようなことは、これは民が、これもなるべく整理をいたして参りたいと思っております。

○伊藤頸道君　ただいまの労働問題審議会の問題ですが、これは先ほど申し上げましたように、岸総理も約束し、行政審議会としても同じような趣旨で答申しております。そこでこれを受けて、他の審議会についてはこれは廃止した方がいい、それはわかるのですが、今までの労働問題懇談会だけを残している、その意味がただいまの御説明では了解しがたいわけなんです。岸総理が千葉委員に対して答弁したのは、二十八国懇談会のときですから、それからもう相当たっている。その後三十四年一月に行なった行政審議会が行管に対し答申している。それから見ても、もう一年三ヵ月懇談会を経過している。私はここで労働問題審議会

説明ではどうも納得しがたいわけであります。必要がなければすみやかにこれを廃止し、もし必要があるなら、そういう非合法なもののはあくまでも、そうではなくても政府は労働者に対して法を守れ、法を守れと、国民に対して法を守れということをいつも口癖のように言つてゐる。そういう政府自体がこの法を曲げて行政組織法にまさしく違反すると思われるものを、ただ一つだけならないということはないと思う。筋の通つてないものはたとえ一つでも許されぬ、こういう点が納得しがたい。必要なことがあるのか、ないのか。あるなら合法的に残すべきだ、こういうことです。

らく待つてくれということだけ言つておられるわけであります。が、廃止する方針はしまっておられます。その労働省で考えております内容は、十分によくわかることは極力すみやかに処置をとるようにと、いうことを、さらに強く要請する考え方であります。

○伊藤頭道君 まあ近く廃止するから、それまでいましばらく待つてくれという意味らしいですが、これはまあ労働大臣おればはつきりするわけですがれども、やはり行管としてこれを審議会と認めた以上、やはり先ほどから申し上げている岸總理の言明、行政審議会の答申、こういう精神を体した場合に、これは即刻廃止するか、存置するか。存置する場合は合法的に残す。こういう以外にないと思うのです。そこで、さらに行管としても労働大臣の方に申し入れて、これを早急に廃止できましたなら即刻廃止すべきである、そういうふうに思うわけです。

次にお伺いいたしますが、およそ任務をもう終わつたと、あるいはまあ完全に任務を終わつた、こういう審議会については廃止することを適當と認める、こういう答申がなされているわけですね。その中でここに拾つて見ますと、文部省関係の学校図書館審議会、それから特許庁関係の特許補償等審査会、同じく特許庁の工業所有権制度改正審議会、この三つの審議会があるわけなんですが、これも答申なされたのは、三十四年の一月ですね。それから一年二ヵ月もたつて、この間に何ら措置が講じられておらない。これもちょっと筋が通らぬと思うのです。が、これはいかなる理由に基づいてこ

ういうものを存置しておるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(山口酉君) 学校図書館審議会は、学校図書館法で作られたものでございますが、その活動状況から見て、すでに廃止してもよろしいのではないかということを考えておるわけでございまして、これも文部省に交渉いたしたわけでござります。文部省でも、当初はなお存置の必要があるようないかということを考えておるわけですがございまして、これも文部省に交渉いたしております。しかし、これは図書館法の改正をしなければなりませんので、図書館法の改正として提案する時期をちょっと待つてくれ、事実上開かないということで休止しておくということに話し合いつつあります。

それから、特許補償等審査会につきましては、これは廃止いたしました。

それから、工業所有権制度改正審議会、これも現在この工業所有権制度について特に審議をお願いすべきものは手持ちがないようでございます。そこで、廃止したらどうかということを申しておるわけでござりますが、実は、工業所有権制度につきましては、まだこの制度の改正について問題が出てくるかも知れないというようなことを言っておるのでござりますが、しかし、私どもの行政管理庁の見解では、現在の運用状況から見れば、廃止しても差しつかえないのではないかと思つております。問題がまた新たに起つた場合に、そのときにまた審議会の必要性をさらに論議すればよいので、一応廃止するという方針で通産省と折衝しております。



今なお廃止しないわけですが、これも「なるべく速かに任務を完了して」という前提がついておりますけれども、先ほど来から申し上げているように、この答申がなされて一年三ヶ月たっているわけですね。それから「なるべく速かに」と言えば、この時期は米ていると思うのですが、これは依然として廃止されないで、そのまま残っているわけですね。この点はどういうわけですか。

○政府委員(山口酉君) 重油ボイラーカ規制審議会につきましては、これは現在重油ボイラーカ規制法の改正法と思いますが、現在国会に審議中のもののがございまして、その案によりますと、その後、その規制法が通過いたしますと一度かける必要がある。で、それが済んでから、廃止するという話し合いになつております。それから電気関係法令改正審議会は、行政管理庁との折衝においておきましては、廃止するという約束になつております。で、まだ提案がなさうでござりますけれども、いずれこれが提案されることと考えております。

○伊藤顯道君 次に、答申の中を見ますと、議員立法なるがゆえに、そのまま手がつけられずにそのままであるというのに、総理府関係でたしか三つあるあつたと思います。総理府が三つで、農林省がたしか五つあったと思うのです。合計この八つの審議会についてはあるづにありますというものです。あれうと思います。これもやはり行政審議会が廃止を適当と認める答申をし議員立法であるために、そのまま手を

ているわけですね。この答申を尊重すべきではなかろうか、これに対する行管としてのお考えはどういうのか、ここをはつきりさせたいとおもいます。  
○政府委員(山口酉吉君) 総理府に置かれています特殊土じょう地帶対策審議会は、三十七年三月まで、離島振興対策審議会、台風常襲地帶対策審議会につきましては、三十八年三月までとしうことになつております。台風常襲地帶対策審議会は期限はついておりません。で、期限についておりますのは、総理府では期限を今のところ延長する考えはないということです。ましては、これは現在の日本の災害の状況につきましては、なお廃止する時期にはなつてない。「なるべく速かに任務を完了し」ということでございますが、今のところ非常に台風対策につきましては、問題が大きく複雑であるので、そのめどが今のうちからはじまりましたと立てにくいという状況でござります。

それから、農林省に設置されております他の五つの審議会につきましては、積雪寒冷単作地帶振興対策審議会は三十六年三月、その他につきましては三十七年三月といふのが期限になります。で、農林省の方に交渉いたしました結果は、その期限後につきましては、今の状況では延長する考えはないというふうに言つておりますので、これは期限つきでありますから、

○伊藤頭道君 これは、期限の切れたものについては、期限が満了すれば、これは自然解消になるとの違うのですか。これは、官庁の都合で、期限が切られたけれどももう少し延長するとか、そういうことはできないか、この点をはつきりしておきたいと思うのです。

○政府委員(山口酉君) 特に期限を延長する法律が成立しなければ、そのまま終了いたします。

○伊藤頭道君 次伺いますが、統合することを適當と認めるというものに、國土総合開発審議会、東北開発審議会、北海道開発審議会、この三つがあげられておるけれども、この三つはいずれも開発審議会だから、合わして一本にして運営するのがよろしいと、そういう意味の答申がなされておるわけですね。これに対して行管としてはどうお考えになるのか。もし、行管の態度がきまれば、廃止を適當と認める、そう判断しておって、なおかつ、これがこのままあるのはおかしいと思うのですが、まず行管のお考えを聞きたい。

○政府委員(山口酉君) この三審議会は、数をぜひ減らせという意味からいったら、一つに直すということが意味がありそうに見えますけれども、それぞれ対象が違っておりますし、その状況が違っておりますので、結局、三つ統合いたしましても、中身は分科会を作るとか何とかで、三方面それぞれ別に審議をしなければならない実情でござりますので、あまり実益がないし、それほど必要がないのではないかと

○伊藤顯道君 私も前に約一年ばかり  
国土総合開発審議会の委員になつて  
おったことがあります。それでわかつて  
ますが、一年に一回ほどしかなかつ  
たのですね。その程度の審議会で、こ  
れは効果をおさめ得るとお考えになり  
ますか。およそ一年に一度くらい、ま  
あ数あつて二回くらいだと思うので  
す。忘れたころあるわけです。まあ、  
多くの審議会がそうだとは言いません  
けれども 国土総合開発審議会は、私  
が関係しておる間は一回くらいしか御  
案内がなかつたということで、せっかく  
この審議会に反対するわけではござい  
ませんけれども、そういうせつかくの  
審議会があるなら、これはやはりどん  
どん活用してしかるべきだと思うので  
す。一年に一回くらいじや、よほどの  
時間がんばってみたところで、成果は  
期待できないと思うのですがね。こうう  
いう点について、行管としては、いか  
ようにお考えですか。

十分研究をまだしてございませんので、ここで、どうしうふうに直した方がいいという意見を申し上げることはできませんすけれども、まあ常識的に見まして、今の審議の状況より、さらに実のある審議の仕方がありそうなものだとは考えております。この程度で御了承いただきたいと思います。

○伊藤顯道君 次にお伺いいたしますが、時間の関係もございますから、まとめて申し上げます。次に、技術士試験委員、これは技術士審議会、これと統合するのが適当である、こういう答申が御承知の通りになされておる。それから、中央船員職業安定審議会、これは運輸省関係、それと船員教育審議会、この二つの審議会は一つに統合することが適当である、こういう意味の答申がなされておるわけであります。それから、重ねて申し上げますが、工業生産技術審議会は、これは、化学工業部門を除いた残りについては、機械工業審議会と統合することを適當とする、こういう意味の答申がなされておられます。それから、委員に公務員が過ぎるために、行政部門で処理するか、でなければ、委員構成を再検討するを適當とする、こういう意味の答申がなされておるわけです。それには恩給審査会があるわけですが、この中で、この六つの審査会あるいは審議会の中で措置を講ぜられておるのは恩給審査会だけです。あとの五つについては、いずれもそのままになつておりますが、それぞれに対する行管の態度、そうして、もし、行管としても措置するを適當と認めておる。そういう断定がもし出たとすれば、それを

そのままほつておくことは、まことに怠慢ではなかろうかと思うわけです。それから、なお、地方職業安定審議会は、これは労働省の関係だと思いますが、これは都道府県へ移管するのが適当だということについて答申がなされておりますが、これもそのままになつておる。数を上げると、まだまだたくさんあるのですけれども、大体要約して以上のような点について、先ほど申し上げましたように、行政審議会の答申については、行管長官も、極力これを尊重されるとおっしゃつておるし、それから、行管としても、その態度を決定したものについては、当然その趣旨に沿うべく早急に手を打つのが至当であろうと思う。これは、あいまいもこととして、その間にはつて、そうだとすれば、これは無責任なわざるものだと思う。こういう点について一つ明確にしていただき、時間の関係もござりますから、本日のところ、この辺にとどめておきたいと思ひます。

○政府委員(山口酉君) 技術士試験委員と技術士審議会との統合、それから

中央船員職業安定審議会と船員教育審議会との統合、工業生産技術審議会は、化学工業部門を除いて機械工業審議会と統合するという問題につきましては、それぞれの所管省、科学技術庁、運輸省及び通産省に統合の可能性について早急に検討するように申し入れをしておりますが、目下検討中と思いますけれども、まだ統合するという回答も統合できないという回答も、いずれもまだ参っておりません。最近においても督促をいたしておりますけれども

もう少し待つてくれということになつております。さらにこれは解決をかねるために努力するつもりであります。されど、これは審議会の御意見では半分以下になつておる。公務員が多過ぎるという問題で、だたくさんあるのですけれども、大体要約して以上のような点について、先ほど申し上げましたように、行政審議会の答申については、行管長官も、極

しろというような御趣旨でございまして、たが、ただいま御指摘がございましたように、恩給審査会は十分の三に減じております。それから民事行政審議会も解任の任期がきまして、任命するたびに減らしてきております。それから更生保護事業審議会、弁理士懲戒審議会、これは任期の関係でまだやつておりませんけれども、解任の際に減ずる方針にいたしております。それから簡易生命保険便年金審査会は十三人、中五名に減しております。まあさようなわけで公務員が多過ぎるから減するようないまごとに、その趣旨によつて各省をされました、その趣旨によつて各省が任期が参りましたものについて逐次その方向で努力していきたいと思います。なお、この点については監視的に見て参りたいと思っております。それから地方職業安定審議会を都道府県に移すという問題につきましては、これ

は政府だけの一方的な考え方でも、いませんので、地方団体との折衝もあるのをございますが、この点につきましては、まだ実は意見が一致するという段階にきておりませんので、しばらく検討させていただきたいと、かように考えます。

○矢嶋三義君 行政管理庁は内閣委員会の立法院においては所管事項に附屬しているわけです。で、ただいま審議中の本法律案はむしろおそきに失しました感があるくらい、ます適切なる改正内容だと今の時点では判断をいたしました。

そこで、まず、長官にかわって統計基準局長それから行政管理局長、行政監察局長、この順序でお答えを願いたい。それはあなた方はこの一年間どういう構想と抱負をもつて行政をやらんとされておりました。それから民事行政審議会も解任の任期がきまして、任命するたびに減らしてきております。それからも解任の任期がきまして、任命するたびに減らしてきております。それから更生保護事業審議会、弁理士懲戒審議会、これは任期の関係でまだやつておるが、ただいま御指摘がございましたように、恩給審査会は十分の三に減じております。それから民事行政審議会も解任の任期がきまして、任命するたびに減らしてきております。それから簡易生命保険便年金審査会は十三人、中五名に減しております。まあさようなわけで公務員が多過ぎるから減するようないまごとに、その趣旨によつて各省をされました、その趣旨によつて各省が任期が参りましたものについて逐次その方向で努力していきたいと思います。なお、この点については監視的に見て参りたいと思っております。それから地方職業安定審議会を都道府県に移すという問題につきましては、これ

は政府だけの一方的な考え方でも、いませんので、地方団体との折衝もあるのをございますが、この点につきましては、まだ実は意見が一致するという段階にきておりませんので、しばらく検討させていただきたいと、かように考えます。

○説明員(後藤正夫君) 統計基準局は御承知と存じますが、統計法並びに統計報告調整法によりまして仕事をいたしておりまして、その趣旨によつて各省が任期が参りましたものについて逐次その方向で努力していきたいと思います。なお、この点については監視的に見て参りたいと思っております。それから地方職業安定審議会を都道府県に移すという問題につきましては、これ

は政府だけの一方的な考え方でも、いませんので、地方団体との折衝もあるのをございますが、この点につきましては、まだ実は意見が一致するという段階にきておりませんので、しばらく検討させていただきたいと、かのように考えます。

○政府委員(原田正君) 行政監察に対する私の考え方をいたしましては、行政監察業務は今までにおきました二回開きました。今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきかということにつきまして、ただいま審議を求めております。統計審議会の統計整備部会は美濃部亮吉博士を部会長といたしまして、毎月一回開催されましたので、逐次統計整備についての答申が出ることと思いまして、今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきかということにつきまして、ただいま審議を求めております。統計審議会の統計整備部会は美濃部亮吉博士を部会長といたしまして、毎月一回開催されましたので、逐次統計整備についての答申が出ることと思いまして、今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきかということにつきまして、ただいま審議を求めております。統計審議会の統計整備部会は美濃部亮吉博士を部会長といたしまして、毎月一回開催されましたので、逐次統計整備についての答申が出ることと思いまして、今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきかということにつきまして、ただいま審議を求めております。統計審議会の統計整備部会は美濃部亮吉博士を部会長といたしまして、毎月一回開催されましたので、逐次統計整備についての答申が出ることと思いまして、今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきかということにつきまして、ただいま審議を求めております。統計審議会の統計整備部会は美濃部亮吉博士を部会長といたしまして、毎月一回開催されましたので、逐次統計整備についての答申が出ることと思いまして、今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきか

なり問題が残されているように思われますので、今後は統計法がその第一回開催されたときに、日本統計の統計報告調整法による国民の統計的整備するという方向に向かいます。それからもう一つは、事務管理の改善といふ問題が最近特に民間の企業等では発達して参つております。官庁の統計報告のための負担の軽減の措置につきましても、なお一そく調整を強化いたしまして、負担の軽減をはかる努力をいたさなければならぬと思つておられます。

○政府委員(原田正君) 行政監察に対する私の考え方をいたしましては、行政監察業務は今までにおきました二回開きました。今日まで担当いたしまして、日本の統計をいかに整備すべきか

しておきます。その前におきましても、災害の発生に伴いまして、現地の地方局をしまして、直ちに現地即応の計画監査を実施せしめておる。その他一般的に中央計画監査の合い間を見まして、各地域々に於いて問題が起つたそういう重要な問題が現地的に取り組んで監査をやる。たとえ現地問題を取りまする鈍害復旧の問題は福岡県下におきまする鈍害復旧の問題、これはきわめて現地における、現地的な問題でありまするが、現地におきまする重要な問題であるとして福岡の管区行政監査局をして監査をせしめる。また、今までこういうふうな現地的な諸問題に対しまする、中央におきまする処理というのが必ずしも十分に手早く回っておらなかつた。現地的な問題であるとともに、それは中央にやはり反映しまして中央的な問題である、こういうことで中央の監査局としましては、そういうものをできる限り中央において取り上げて各省庁等に連絡をして、場合によりましては勧告をしましてその改善をはかる、こういうことを努力をいたしたい、かように考えております。

そのほか行政監査のはんとうの成果を上げるために、監査をした結果と、いうものが、十分に各省庁によって実行され、効果が上がっていく、こういふことが重要である。これはしばしば御指摘を受けた点でありまするが、これは非常に重要な問題であります。しかも、監査の最終的な成果を上げる意味におきまして最も大事なことであるといふことで、勧告等に基づきまする

監察結果の推進、あるいは効果の確保、こういうことに一段と努力を注いでいる次第であります。従いまして、従前は、勧告をしました結果、回答を受けて、その状況に応じまして再び勧告したり、あるいは現地において推進的な措置をとつておるわけであります。が、必ずしも十分な点がなかつた、不十分な点があつた、こういうことで、昨年来は、定期的な勧告に対しまして回答があつた後、半年ごとに必ず再照会をしてその状況を把握し、その結果によつてさらに監察をやるかどうか、こういう方針をきめていく、そういう措置を明確にいたした次第であります。また、われわれの行政監察の行政監察たるゆゑんといふものは、これは各省庁自体の監察と異なりまして、各省庁にまたがる行政について総合的な見地に立つて監察ができる、こういうところに大きな特色を持つていて、存じまして、こういふ面の各省にまたがるような行政、そういうものの総合調整的な監察、こういうものに一段と力を入れていきたい、かように考えておる次第であります。そのほか管区地方局等において実施しております苦情相談、國民に対しまして直接大きな利益を与える、あるいは便宜を与える行政運営の改善、あるいは行政の民主化、こういうことに非常に役立つて好評を得ておりますので、こういうことについては、ただ単に各局において受け付けるという消極的態勢のみならず、今までも一部においては実施しておりましたが、さらに積極的に管内を回つて巡回苦情相談を実施しまして苦情相談業務の積極化をはかつていく、こういうような方針等に力を注いでいる次第であります。

○矢嶋三義君

○矢嶋三義君 三局長の答弁内容は私の方とするところであります。それで、若干具体的に承つて参りたいと思ひますが、まず、基準局長の着想はありましたように、この統計の重複の除去、それからさらに統計の、まあ言いかえれば整理ですが、そして経費の節減をはかる、能率化をはかるというようなことはきわめて重要なことであり、適切な着想と思ひますので十分御配慮願いたいことを、御要望申し上げておきます。

○國務大臣(益谷秀次君) 去る三月の二十五日に閣議了解で、来年の四月一日、年度の初めを期しまして定員法を廃止するという意図で調査会を各省の連絡協議会で開いて、すみやかに試案を得たいと思っております。従つて予算編成期までには大体の結論を得たいと思つております。

○矢嶋三義君 管理局長に伺います  
が、それは、閣議了解のもとに設けられたという連絡会は、定員法に限定して連絡協議しようとするのか、あるいは広く公務員制度そのものを含めた形の連絡協議か、そのいずれであるか。  
さらに、これは行政管理庁がお世話を  
する、幹事官庁となるのか、あるいは

○政府委員(山口酉君) 最初の点でございますが、公務員制度の問題は、この協議会では取り扱わないことになっています。それから幹事役といたしましては、公務員制度調査室並びに大蔵省主計局の協力を得て行政管理庁が庶務を行なうということにいたしております。

○矢嶋三義君 その構成はいかよろしくめられましたか。また、それはスタートしたのですか、それともいつスタートするのですか。

○政府委員(山口酉君) 会長いたしまして総理府の総務副長官を当てるおられます。そして委員は各省の官房長を主体としておりますが、まあ行政管理庁では官房長はございませんで、管理局長がなつております。それから大蔵省はそのほかに主計局長、さらに人事院の給与、任用の両局長にも入っていただくという体制でございます。

○矢嶋三義君 スタートしたのですね。

○政府委員(山口酉君) すでに組織はできました。

○矢嶋三義君 会合はやつたのですか。

○政府委員(山口酉君) まだ会合を開いておりません。

○矢嶋三義君 いつからります。

○政府委員(山口酉君) 最近のうちにやる予定にしておりますが、準備的な会合はやつておりますけれども、これは病人等の関係でまだスタートしておりませんが、すみやかにスタートするつもりでございます。

○矢嶋三義君　長官に承りますが、その閣議の申し合わせで作つた協議会は、その定員法は、一般国家公務員、それから五現庁の職員も含めてやられようとするのか、五現庁だけを定員をはずすといふ立場でやられるのか、そういうワクをきめて協議しようとするのか、それとも、ワクはなくて協議しようとするのか、そのいずれであるか、また行政管理庁長官としては、私見としてはいづれを持つておられるのか。本委員会でもかつてずいぶん論じられましたが、矢嶋の私見をもつてするならば、郵政省と五現庁の定員のワクをはずすということは、これは当然で、むしろおそきに失したと思う。しかし、それ以外の國家公務員の定員のワクをこの際早急にはずすということは適当かどうかという点については、ずいぶん私は問題点があるという、こ<sup>ういう私見を持っていてるもの</sup>です。閣議の申し合わせで、あなた方の部下に検討させるわけですが、それはどうしう形で検討させようとするのか。また長官としての御私見はどういうものを持っておられるのか、承っておきたいと思います。

すが、それは実現できていない。これは各省にいろいろの意見があるからであります。そこで、今回は協議会を開いて、各省が集まって協議するということになってしまいます。全部の公務員を含んでおります。職員を含んでおりま

す。

○矢嶋三義君 それでは全部の公務員を含んで、それを対象として検討するが、少なくとも来年度の予算の編成に間に合うように結論が出される、その結論は、少なくとも五現行関係が定員法からはざされると、この程度は少なくとも間違いなく出る、こういうふうに大体判断してよろしくうございます。

○國務大臣(益谷秀次君) それを検討してもらいためにやつておるので、私ども行政管理庁の、前回の管理庁の長官も、お官も、その以前の管理庁の長官も、お説のことばはすべきだという私見を持つておるのです。いよいよ実行になると、各省それぞれいろいろな意見があつて今日に至つておる。

従つて全部の公務員といふものを各省が寄つて協議をしてもらいたいといふことで、五現業は必ず定員からはずすことになる、各省それぞれいろいろな意見があつて今日に至つておる。

○政府委員(浅井清君) お答えを申します。先日この席でお答えを申し上げましたときは、簡単なる、いわゆる人

事局と人事院との間の事務分掌に関するメモをいただいたばかりであります。

○矢嶋三義君 管理局としては、この一年間は、この問題は一番重要な問題

だと思います。十分譲りのなきよう

に善処することを特に要望しておきます。本日、浅井総裁は人事官会議で御

多忙で、御出席いたしかねるというこ

とでしたら、時間限定して御出席願われましたから、まず浅井総裁にお伺

いして、それからまた行政監察局に質問を開始したいと思います。

○矢嶋三義君 あなたは行政管理庁長官であると同時に副総理であるといふ立場で私は伺つておるのであるが、先ほどの人事院裁減は、そういう点が明確でないから、最終的な話は述べにくいが、現段階では云々と、こう述べられておるのであるが、改正案要綱といふのは、きょうの朝日新聞に詳細に出ておるじゃありませんか。こういうものをどういうふうにスクープしたか知りなが、改正案要綱といふものが一面に相当詳しく述べている。そして副総理も御存じない、本委員会にも提出できない。そういうことで一休行政官庁はよろしいのですか。どういう反省を持たれますか。

○國務大臣(益谷秀次君) 草案と申しますが、腹案とか、そういうものはもっておりません。大体私も行政管理府長官でありますから、話は聞いておりますが、何分まだ閣議で決定いたしておりませんので、明確なお答えはできません。

○矢嶋三義君 それでは、閣議できまつてないから伺うのです。閣議できましたあとで承つてもしようがないから。承りますが、この I L O 八十七号条約の批准、このことと人事院の改組などといふものは無関係なことだと、かようになりますが、あなたもその認識に立たれておられますか。

○國務大臣(益谷秀次君) そういうふうに思つております。

○矢嶋三義君 では追つて伺いますが、政府部内にあるいは公労法、地公労法、あるいは鉄道營業法、あるいは公務員法、これらの国内関係法案を出ますが、これが両院で成立するということが明確になつたあとでなければ、I

し〇八十七号条約の批准はしない、ということを申し合わせていているということですが、そういうことがあるからどうか。ありとすれば私はけしからぬことだと思いますよ。まことに不穏なことだだと思いますね。公労法、地公労法なんかの関係はありますね。従つて直接の関係ない法案を持ってきて、一方の法律案が確実に成立したということを確認したあとでなければ八十七号は批准をしない、こういうことを発表されている向きもありますが、まさかと思いますが、急のために聞いておきたいと思います。筋としては八十七号条約の批准を求めて、そしてそれに関連をするものをあとで逐次法の改正を、矛盾がないように改正をしていいらしいのであって、伝えられるようなことがまさかないと思いますが、あるのかないのか。もしそういう申し合せを閣議等でなさる場合には、益谷国務大臣としてはそういう申し合わせを知らないようにしていただかなくちゃならぬと思うのですが、そういう立場から伺っておきます。

経過は存じませんが、ただいま、本日朝まで、朝の閣議が最終ですが、それまではそういう申し合わせはありません。従つて私の発言の機会も今日までないわけあります。

○矢嶋三義君 いや今後のことなきから言つて下さい。

○國務大臣(益谷秀次君) 今後のことはどうなりましょうか。そのときの情勢いかんにもよりますが、私の発言の機会はないことだけを申し上げておきます。

○矢嶋三義君 長官、時間がかかりますからピントを合わせて一つ質疑応答をしたいと思うのですよ。その人事院の改組というのは、これは國家公務員の改正と関連してくるわけですね。だからそういう関係のないものを私はさっき言つたようなことで取り扱われることは穏やかでないと思うのですよ。だから今まで当然そういう申し合わせをされておられないというわけです。だから今後伝えられるようになればだと思つたけれども、そういうような申し合わせが閣議で法律案を国会に提出をきめる場合に、一つの条件としてそういうような話が出るということはないと思うのだけれども、しかしデマか何か、一部伝えられていますから、穏やかでないと思う。だからそういうような申し合わせは、長官として穏やかでないとお考えになつておられるわけですから、そういうことはなされないように御警戒なさるものと私は考えるわけです。だからその点だけ、その通りだと、こういふふうにお答え願いたいというわけです。

○國務大臣(益谷秀次君) 繰り返して申しますが、本日まで私の発言の機

会がないのです。今後あればそのときを考えます。

○矢嶋三義君 そこで人事院総裁に一、二点私は承っておきますが、まだ総理府の方に意思表示をしたことに対するお答えは別にないわけですか。

○政府委員(浅井清君) これは向こうから別に答えるといふか、これは協議という形をとっていないのでございます。ただ向こうから連絡を受けただけで、こちらからは意見を申したわけでございます。その結果どうなりますか、これはまだ政府案が最終的にきまつておりますから、私はわからないと思います。

○矢嶋三義君 私はその内容が的確につかめないから、非常に的確な伺い方をできないわけなんですが、あなたの先ほどの政府案でも中立性、独立性が保たれておるというのは、これは問題があるのじゃないですか。ともかく新聞等を通じて伝えられているこの内容からいえば、職階制から給与の実施から、それから任命から人事の総合調整、こういうものが人事局へ移つて参るとなると、あなたのところはほとんど勧告権が主になつて、公務員を保護するとか、その立場において中立性、独立性を堅持するということは、むずかしいのじゃないかと私は思うのです。が、先ほどあなたは政府案でも中立性、独立性は保てるようになつておるようと考えると、こういう答弁がありましたか、おかしいことはないですか。

○政府委員(浅井清君) これ問題をちょっと二つに分けさせていただきまします。第一に、人事院の独立性と申しますが、中立性と申しますが、第一は内

閣の所轄であつて総理府の外局ではないということ。第二は、従つて国家行政組織法で人事院内部の組織は拘束されない、人事院が自分できめること、これが二つになつております。その他人事官の任命でござりますとか、これすべて現行通りになつております。ただ問題は、事務の分掌の場合でありますして、私はたゞえば職階制のことときは、これは人事院でやるべきものでないかと思っておるのでござります。それはさいぜん任用について云々しまして中に入つておるのであります。すなわち地方公務員法におきましては、職階制の立案実施ということは人事委員会の権限になつておるのでございます。これは今回何も改正されていないのでござりますから、國家公務員におきましても、たとえば矢嶋さんの御指摘になつた職階制は人事院でやるのが適当かと思っておることについては、御同感でございます。

ただ、ここで一つ申し上げますることは、矢嶋さんの資料になつておりますものは、これは新聞の発表なのでござります。この新聞に書かれております文字と法案とは、これは別個のものでござりまするから、これは一つ法案を基礎にして御論議を願いたいと考えます。

○矢嶋三義君 だから、あなたに聞かしてもらいたいと言えは、もらつていいから出せないと言うし、副総理に聞けば知らぬと言う。それじゃ念のため聞いておきますよ。けさの四月二十六日付の朝日新聞の朝刊第一面で、これはあなた、ごらんになつたと思うのですが、これは間違っていることが多いか、大体あなたがいたいた案と

相違ないか、答弁しておいて下さい。

後日はつきりすることですから。  
○政府委員(浅井清君) それは決して  
間違つておるとは思ひません。ただ、  
この条文の個々に当たつて参りません  
と、非常に私は誤解がある。たとえば  
早い話が、分限・懲戒は人事院の権限  
とそこに書いてございます。しかしながら、  
それは決してそうではないのであつて、  
現行法におきましても、懲戒  
権は任命権者にある。分限の処分は任  
命権者がやるのでござります。そこに  
分限及び懲戒となつておりますのは、  
その分限及び懲戒に関する人事院  
規則を定めると、こういう意味でござ  
います。たとえばそのように、非常に  
これは矢嶋さんと反対の方面からの誤  
解もござりまするから、これは新聞に  
表われました文字だけでは判断できな  
いよう思います。

○矢嶋三義君 それであなたの見解  
は、懲戒とか分限、こういうものの基  
準、それから給与の基準の設定、こう  
いうものは人事院に残しておいてもら  
わなければ困る。伝えられる政府の今  
の原案ではその通りになつていると、  
こういふ御答弁ですが、そうでなく  
て、今度、今政府の伝えられている案と  
いうのは、給与の基準の設定等は実施  
面として全部人事局に移つていくよう  
になつてゐるのぢらいですか。あなた  
の見解と今の政府の案はどうなつて  
おりますか。

○政府委員(浅井清君) ただいま副總  
理からも仰せられたように、内閣とし  
てはまだ最終案をきめておりませんか  
ら、今日の段階でお答え申し上げます  
と、第一、分限及び懲戒は、これは現  
行法通り残つております。人事院の方

にそういう基準は残つておるのでござ  
いますから、もちろん懲戒権は任命権  
者にある、分限の実施は任命権者にあ  
る、これは当然のこととござります。

院の方に持つてきましたように見えます  
で、おかしいのでございますが、それは  
は現行法通りでござります。ただ給与  
の基準の設定に関する事務が、これが  
全部人事局の方にいつてあるとい  
ふことは、今日の案では事実でございま  
す。これに對しては、われわれは少く  
とも初任給、昇給の基準、これは公正  
な機関である人事院でやるべきものだ  
といふ意見を内閣の方に提出しておる  
のでござります。

○矢嶋三義君 この点についてもう  
二、三点伺つておきますが、益谷國務  
大臣に伺いますが、まあ、人事院は總  
理府から渡された要綱に基づいて検討  
して、若干の意見をまとめて提示して  
おるといふことですが、それは尊重さ  
れ、不明な点については人事院と話し  
合つて、そうして結論を出されること  
と思いますが、政府側としてはどうい  
う態度で臨まれるか、人事院のまとめ  
られた意見というものをどういうふう  
に取り扱われるか、基本的な考え方を  
伺つておきます。

○国務大臣(益谷秀次君) 私の聞いて  
おりますところによると、官房  
長官と小笠副長官が主として交渉と申  
しますが、やつておるようです。そ  
の結果もまだはつきり聞いておりませ  
ん。ただ、人事院には第三者としての  
立場から、公正な立場から、公務員の  
人事行政に対する公正を確保する立

場、公務員の職員の利益を擁護する立

場、それはくずさないということだけ  
を聞いておるので、どの条文をどうす  
るか、それまでは聞いておりません。

この点は現行法と変わらないのでござ  
います。でござりまするから新聞か  
ら受ける印象は、あたかもそれを人事  
院の方に持つてきましたように見えます  
で、おかしいのでございますが、それ  
は現行法通りでござります。ただ給与  
の基準の設定に関する事務が、これが  
全部人事局の方にいつてあるとい  
ふことは、今日の案では事実でございま  
す。これに對しては、われわれは少く  
とも初任給、昇給の基準、これは公正  
な機関である人事院でやるべきものだ  
といふ意見を内閣の方に提出しておる  
のでござります。

○矢嶋三義君 この点についてもう  
二、三点伺つておきますが、益谷國務  
大臣に伺いますが、まあ、人事院は總  
理府から渡された要綱に基づいて検討  
して、若干の意見をまとめて提示して  
おるといふことですが、それは尊重さ  
れ、不明な点については人事院と話し  
合つて、そうして結論を出されること  
と思いますが、政府側としてはどうい  
う態度で臨まれるか、人事院のまとめ  
られた意見というものをどういうふう  
に取り扱われるか、基本的な考え方を  
伺つておきます。

○国務大臣(益谷秀次君) 私の聞いて  
おりますところによると、官房  
長官と小笠副長官が主として交渉と申  
しますが、やつておるようです。そ  
の結果もまだはつきり聞いておりませ  
ん。ただ、人事院には第三者としての  
立場から、公正な立場から、公務員の  
人事行政に対する公正を確保する立

の答申は、御承知のこととく、国家公務

員法、地方公務員法をいじる必要はない  
とするところの専従制限の問題とを同  
時に扱うべきじゃない。さらに、同時

に扱った上に、これらは全部両院で議  
決成立した後でなければ、八十七号条  
約は批准しない、こういう国会対策方  
針といいますか、そういうことが非常  
に権威ある政府与党の一部から流され  
るということは、言語同断であると思  
うのです。こういう点について、私は、  
信頼申し上げる益谷副総理に御善処  
を願いたい、かようと思うわけです。  
で、時間が迫つておりますから、いづ  
れこれらの問題が進展した後に、次  
の段階において、以上私は若干の私  
見を申し述べて、益谷國務大臣に期待  
を申し上げるとともに御答弁を願つて  
おきたいと思います。

○委員長(中野文門君) 矢嶋君質問し  
て下さい。要点を言うて下さい。

○矢嶋三義君 いや、それを申さなけ  
ればわからない。それから、岸内閣が  
起つてきたその経過といふものは、  
よく似ていますよ。世間では岸佐藤商  
会ともいつてゐるし、それから岸さん  
を中心とするあるグループの保守政  
権や、専横をきわめているその行き方と  
いうものについては、同じ保守党の自  
由民主党の中でも批判している者が多  
いわけです。こういうものにブレーク  
をかけ、偏向性を是正する大きな使命  
をもつて、あなたは前衆議院議長とい  
う最高の経歴を持たれているにもかか  
らず、あえて副総理という資格で入  
閣された。これはすべての政治家、す  
べての国民が認識していところで  
あります。だから、この八十七号条約、國際  
十七号条約の批准と一緒に出してくる  
ことは、全く私は火事ど

て、人事院の改組とか、あるいは特に  
労働組合の弾圧を一つの大きなねらい

とするところの専従制限の問題とを同  
時に扱うべきじゃない。さらに、同時  
に扱った上に、これらは全部両院で議  
決成立した後でなければ、八十七号条  
約は批准しない、こういう国会対策方  
針といいますか、そういうことが非常  
に権威ある政府与党の一部から流され  
るということは、言語同断であると思  
うのです。こういう点について、私は、  
信頼申し上げる益谷副総理に御善処  
を願いたい、かようと思うわけです。  
で、時間が迫つておりますから、いづ  
れこれらの問題が進展した後に、次  
の段階において、以上私は若干の私  
見を申し述べて、益谷國務大臣に期待  
を申し上げるとともに御答弁を願つて  
おきたいと思います。

○国務大臣(益谷秀次君) よく御説を  
拝聴いたしました。私は国家を中心  
行動をいたしたいと思うのです。すべ  
て国家中心主義に終始いたしたいと存  
する次第であります。ただ、今日まで  
の法律改正の経過を見ますと、与党  
との調整にも相当苦心をしているよう  
で、私は、直接交渉いたしておるわけ  
ではありませんが、官房長官その他の非常  
に苦心をしているようで、調整に努力  
いたしております。私は繰り返して申  
し上げます。国家中心主義に終始いた  
したいと思っております。

○矢嶋三義君 先ほど基準局から管理  
局に向つて、それから監察局に入ると  
ころで、浅井総裁がお見えになられま  
したので、その点を伺つたわけです。  
あと監察局以下の質疑の番になるわけ

